

議案第12号

調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金を設置するため、提案するものであります。

調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金条例

(設置)

第1条 自然樹林地及び緑地の保全，緑化の推進その他の自然環境等の保全及び育成に必要な資金に充てるため，調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は，毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は，調布市一般会計歳入歳出予算に計上して，基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は，第1条の目的を達成するため，その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(調布市地球環境保全基金条例及び調布市緑の保全基金条例の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 調布市地球環境保全基金条例（平成3年調布市条例第2号）

(2) 調布市緑の保全基金条例（昭和63年調布市条例第1号）